

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新														
<p>1 適用</p> <p>(1) この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号A0015，以下「当社」といいます。）との電気供給契約（以下「供給契約」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>(2) 本約款は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">沖縄電力株式会社</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">沖縄県</td> </tr> </table>	沖縄電力株式会社	沖縄県	<p>1 適用</p> <p>(1) この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号A0015，以下「当社」といいます。）との電気供給契約（以下「供給契約」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>(2) 本約款は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">供給区域</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">適用地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">東北電力ネットワーク株式会社</td> <td style="padding: 2px;">青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="padding: 2px;">栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="padding: 2px;">愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">北陸電力送配電株式会社</td> <td style="padding: 2px;">富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">関西電力送配電株式会社</td> <td style="padding: 2px;">滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	適用地域	東北電力ネットワーク株式会社	青森県 、 岩手県 、 秋田県 、 宮城県 、 山形県 、 福島県 および 新潟県	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県 、 群馬県 、 茨城県 、 埼玉県 、 千葉県 、 東京都 、 神奈川県 、 山梨県 および 静岡県 （ 富士川 以東）	中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県 、 岐阜県 （一部を除きます。）、 三重県 （一部を除きます。）、 静岡県 （ 富士川 以西）および 長野県	北陸電力送配電株式会社	富山県 、 石川県 、 福井県 （一部を除きます。）および 岐阜県 の一部	関西電力送配電株式会社	滋賀県 、 京都府 、 大阪府 、 奈良県 、 和歌山県 、 兵庫県 （一部を除きます。）、 福井県 の一部、 岐阜県 の一部および 三重県 の一部
沖縄電力株式会社	沖縄県														
供給区域	適用地域														
東北電力ネットワーク株式会社	青森県 、 岩手県 、 秋田県 、 宮城県 、 山形県 、 福島県 および 新潟県														
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県 、 群馬県 、 茨城県 、 埼玉県 、 千葉県 、 東京都 、 神奈川県 、 山梨県 および 静岡県 （ 富士川 以東）														
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県 、 岐阜県 （一部を除きます。）、 三重県 （一部を除きます。）、 静岡県 （ 富士川 以西）および 長野県														
北陸電力送配電株式会社	富山県 、 石川県 、 福井県 （一部を除きます。）および 岐阜県 の一部														
関西電力送配電株式会社	滋賀県 、 京都府 、 大阪府 、 奈良県 、 和歌山県 、 兵庫県 （一部を除きます。）、 福井県 の一部、 岐阜県 の一部および 三重県 の一部														

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（沖縄電力エリア）

旧	新								
	<table border="1"> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 兵庫県の一部, 香川県の一部, 愛媛県の一部</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電株式会社</td> <td>徳島県, 高知県, 香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県および鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>沖縄県</td> </tr> </table>	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 兵庫県の一部, 香川県の一部, 愛媛県の一部	四国電力送配電株式会社	徳島県, 高知県, 香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）	九州電力送配電株式会社	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県および鹿児島県	沖縄電力株式会社	沖縄県
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 兵庫県の一部, 香川県の一部, 愛媛県の一部								
四国電力送配電株式会社	徳島県, 高知県, 香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）								
九州電力送配電株式会社	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県および鹿児島県								
沖縄電力株式会社	沖縄県								
<p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定にもとづき、本約款、電気契約種別定義書（以下「本約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</p> <p>イ 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更により本約款等の変更が必要な場合 ロ～ハ（省略）</p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(6)（省略） (追加)</p>	<p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定にもとづき、本約款、電気契約種別定義書および付帯契約種別定義書（以下「本約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</p> <p>イ 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更により本約款等の変更が必要な場合 ロ～ハ（省略）</p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>(7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボ</p>								

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p>(追加)</p> <p>(7) 契約電力 契約上利用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(追加)</p> <p>(8)~(12) (省略)</p> <p>(13) 供給地点 <u>一般送配電事業者</u>が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。</p> <p>(14) (省略)</p> <p>(15) 一般送配電事業者 <u>沖縄電力株式会社（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みません。）</u>をいいます。</p> <p>(16)~(20) (省略)</p> <p>(21) サイサン <u>株式会社サイサン（埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 11 番地 5 所在、代表取締役社長 川本 武彦）</u>をいいます。</p> <p>(22) 債権譲受人</p>	<p><u>ルトに換算した値といたします。</u></p> <p>(8) 契約容量 <u>契約上利用できる最大容量（キロボルトアンペア）</u>をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上利用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 契約電力等 <u>契約電流、契約容量、契約電力を総称したものをいいます。</u></p> <p>(11)~(15) (省略)</p> <p>(16) 供給地点 <u>当該一般送配電事業者</u>が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。</p> <p>(17) (省略)</p> <p>(18) 一般送配電事業者 <u>電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者</u>をいいます。</p> <p>※ 以下、「一般送配電事業者」は、「当該一般送配電事業者」に読み替えるものとし、本新旧対照表では省略します。</p> <p>(19)~(23) (省略) (削除)</p> <p>(24) 債権譲受人</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p>当社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する、<u>サイサンまたは</u>当社が定める第三者をいいます。</p>	<p>当社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する、当社が定める第三者をいいます。</p>
<p>4 単位および端数処理</p> <p>本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりいたします。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(1)</u> 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、<u>15（電力需要）(3)を適用した場合に算定された値が</u> 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。</p> <p><u>(2)</u> 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(3)</u> 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>4 単位および端数処理</p> <p>本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりいたします。</p> <p><u>(1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(2)</u> 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。</p> <p><u>(3)</u> 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p><u>(4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(5)</u> 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了日の 15 日前までに当社またはお客さまのいずれかから供給契約の</p>	<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了日の 15 日前までに当社またはお客さまのいずれかから供給契約の</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新											
<p>終了または変更の申出がない場合は、<u>供給契約の満了日の翌日に</u>、1 年ごとに同一条件で更新いたします。</p> <p>13 電気契約種別</p> <p><u>電気契約種別は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">需要区分</th> <th style="text-align: center;">電気契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電灯需要</td> <td><u>エネワン 300 プラン</u></td> </tr> <tr> <td><u>エネワン 500 プラン</u></td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td><u>エネワン動力プラン</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>14 電灯需要</p> <p>(1) <u>エネワン 300 プラン</u></p> <p>イ <u>適用範囲</u></p> <p><u>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u></p> <p>(イ) <u>電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること。</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>最初の 50 キロワットにつき</u></td> <td><u>80 パーセント</u></td> </tr> <tr> <td><u>50 キロワットをこえる部分につき</u></td> <td><u>70 パーセント</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) <u>1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(イ)により算定さ</u></p>	需要区分	電気契約種別	電灯需要	<u>エネワン 300 プラン</u>	<u>エネワン 500 プラン</u>	電力需要	<u>エネワン動力プラン</u>	<u>最初の 50 キロワットにつき</u>	<u>80 パーセント</u>	<u>50 キロワットをこえる部分につき</u>	<u>70 パーセント</u>	<p>終了または変更の申出がない場合は、<u>契約期間満了後も</u>、1 年ごとに同一条件で更新いたします。</p> <p>13 電気契約種別</p> <p><u>電気契約種別に関する詳細事項は、電気契約種別定義書に定めます。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
需要区分	電気契約種別											
電灯需要	<u>エネワン 300 プラン</u>											
	<u>エネワン 500 プラン</u>											
電力需要	<u>エネワン動力プラン</u>											
<u>最初の 50 キロワットにつき</u>	<u>80 パーセント</u>											
<u>50 キロワットをこえる部分につき</u>	<u>70 パーセント</u>											

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新				
<p><u>れる値と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</u></p> <p><u>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u></p> <p>□ <u>供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。</u></p> <p>八 <u>契約負荷設備</u></p> <p><u>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</u></p> <p>二 <u>料金</u></p> <p><u>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>電力量料金</u></td> <td style="width: 15%;"><u>定額料金</u></td> <td style="width: 20%;"><u>1 契約につき最初の</u></td> <td style="width: 50%;"><u>13,145円00銭</u></td> </tr> </table>	<u>電力量料金</u>	<u>定額料金</u>	<u>1 契約につき最初の</u>	<u>13,145円00銭</u>	
<u>電力量料金</u>	<u>定額料金</u>	<u>1 契約につき最初の</u>	<u>13,145円00銭</u>		

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧			新
		300 キロワット時まで	
	従量料金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	46 円 97 銭
<p><u>ホ その他</u> 変圧器等を介して、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、33（違約金）に定める違約金を申し受けます。</p>			
<p>(2) <u>エネワン 500 プラン</u></p>			
<p><u>イ 適用範囲</u> 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p>			
<p>(イ) <u>電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること。</u></p>			
	最初の 50 キロワットにつき		80 パーセント
	50 キロワットをこえる部分につき		70 パーセント
<p>(ロ) <u>1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(イ)により算定される値と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</u></p>			
<p><u>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の</u></p>			

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新								
<p><u>状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u></p> <p><u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。</u></p> <p><u>ハ 契約負荷設備</u></p> <p><u>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</u></p> <p><u>ニ 料金</u></p> <p><u>料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>電力量料金</u></td> <td style="width: 15%;"><u>定額料金</u></td> <td style="width: 30%;"><u>1 契約につき最初の 500 キロワット時まで</u></td> <td style="width: 40%; text-align: right;"><u>22,330 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>従量料金</u></td> <td><u>上記をこえる 1 キロワット 時につき</u></td> <td style="text-align: right;"><u>46 円 31 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>ホ その他</u></p>	<u>電力量料金</u>	<u>定額料金</u>	<u>1 契約につき最初の 500 キロワット時まで</u>	<u>22,330 円 00 銭</u>		<u>従量料金</u>	<u>上記をこえる 1 キロワット 時につき</u>	<u>46 円 31 銭</u>	
<u>電力量料金</u>	<u>定額料金</u>	<u>1 契約につき最初の 500 キロワット時まで</u>	<u>22,330 円 00 銭</u>						
	<u>従量料金</u>	<u>上記をこえる 1 キロワット 時につき</u>	<u>46 円 31 銭</u>						

旧	新
<p><u>変圧器等を介して、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、33（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u></p> <p><u>15 電力需要</u> <u>エネワン動力プラン</u> <u>(1) 適用範囲</u> <u>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u> <u>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</u> <u>ロ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について14（電灯需要）(1)イ(イ)または(2)イ(イ)を適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</u> <u>ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロにおける使用する電灯または小型機器について14（電灯需要）(1)イ(イ)または(2)イ(イ)を適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u> <u>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</u> <u>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波</u></p>	<p><u>14 付帯契約種別</u> <u>付帯契約種別に関する詳細事項は、付帯契約種別定義書に定めます。</u></p> <p><u>15 削除</u> <u>(削除)</u></p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p><u>数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。</u></p> <p><u>(3) 契約電力</u></p> <p><u>イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。</u></p> <p><u>ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。</u></p> <p><u>(4) 料金</u></p> <p><u>料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。</u></p> <p><u>イ 基本料金</u></p> <p><u>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたしま</u></p>	

旧		新													
<p>す。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットにつき</td> <td>1,314 円 04 銭</td> </tr> </table>		契約電力 1 キロワットにつき	1,314 円 04 銭												
契約電力 1 キロワットにつき	1,314 円 04 銭														
<p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の季節別の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階 料金</td> <td>最初の[契約電力×70]キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>31 円 99 銭</td> <td>30 円 60 銭</td> </tr> <tr> <td>第 2 段階 料金</td> <td>[契約電力×70]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>41 円 51 銭</td> <td>41 円 51 銭</td> </tr> </tbody> </table>		使用電力量		夏季料金	その他季料金	第 1 段階 料金	最初の[契約電力×70]キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 99 銭	30 円 60 銭	第 2 段階 料金	[契約電力×70]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41 円 51 銭	41 円 51 銭		
使用電力量		夏季料金	その他季料金												
第 1 段階 料金	最初の[契約電力×70]キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 99 銭	30 円 60 銭												
第 2 段階 料金	[契約電力×70]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41 円 51 銭	41 円 51 銭												
<p>ハ 省エネ割引</p> <p>省エネ割引は、1 月の使用電力量が契約電力 1 キロワットあたり 50 キロワット時以下である場合に、契約電力 1 キロワットにつき以下の省エネ割引単価を用いて算定いたします。契約電力が 0.5 キロワットの場合の省エネ割引は、契約電力が 1 キロワットの場合の省エネ割引の半額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用電力量</th> <th>省エネ割引単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[契約電力×50]キロワット時以下のとき 契約電力 1 キロワットにつき</td> <td>50 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>[契約電力×50]キロワット時をこえるとき</td> <td>適用対象外</td> </tr> </tbody> </table>		使用電力量	省エネ割引単価	[契約電力×50]キロワット時以下のとき 契約電力 1 キロワットにつき	50 円 00 銭	[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外								
使用電力量	省エネ割引単価														
[契約電力×50]キロワット時以下のとき 契約電力 1 キロワットにつき	50 円 00 銭														
[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外														
<p>(5) その他</p> <p>主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、33（違約金）に定める違約金を申し受けます。</p>															

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p>17 検針日</p> <p>検針日は、次により、<u>一般送配電事業者</u>が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、<u>お客さま</u>ごとに<u>一般送配電事業者</u>が定めた日（<u>一般送配電事業者</u>がお客さまの供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して<u>定められます。</u>）に、各月ごとに<u>一般送配電事業者</u>が行ないます。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) <u>(4)口または八</u>の場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、<u>一般送配電事業者</u>が定めた日に検針を行なったものといたします。</p> <p>19 使用電力量の算定</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および 17（検針日）(2)または(4)の場合で検針を行なわなかった<u>場合</u>には、料金の算定期間の使用電力量は、<u>別表 7（使用電力量の協定）</u>を基準として、<u>一般送配電事業者</u>と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに<u>一般送配電事業者</u>との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) <u>一般送配電事業者</u>が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、<u>別表 7（使用電力量の協定）</u>を基準として、あらかじめ<u>一般送配電事業者</u>と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに<u>一般送配電事業者</u>との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p>	<p>17 検針日</p> <p>検針日は、次により、<u>当該一般送配電事業者</u>が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、<u>お客さまの供給地点</u>ごとに<u>当該一般送配電事業者</u>が定めた日（<u>当該一般送配電事業者</u>がお客さまの供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して<u>定めます。</u>）に、各月ごとに<u>当該一般送配電事業者</u>が行ないます。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) <u>(4)口</u>の場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、<u>当該一般送配電事業者</u>が定めた日に検針を行なったものといたします。</p> <p>19 使用電力量の算定</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および 17（検針日）(2)または(4)の場合で検針を行なわなかった<u>とき</u>には、料金の算定期間の使用電力量は、<u>別表 5（使用電力量の協定）</u>を基準として、<u>当該一般送配電事業者</u>と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに<u>当該一般送配電事業者</u>との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) <u>当該一般送配電事業者</u>が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、<u>別表 5（使用電力量の協定）</u>を基準として、あらかじめ<u>当該一般送配電事業者</u>と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに<u>当該一般送配電事業者</u>との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p>20 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する<u>計量または検針の基準となる日</u>の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき</p> <p>ロ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する<u>計量または検針の基準となる日</u>の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(追加)</p>	<p>20 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日</u>の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき</p> <p>ロ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日</u>の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>(3) 電気契約種別に加え、付帯契約種別が適用される場合は、そのすべてを反映して料金を算定いたします。</u></p>
<p>21 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>20 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハ</u>の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、<u>別表 8 (日割計算の基本算式) (1)イ</u>により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表 8 (日割計算の基本算式) (1)ロ</u>により算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>21 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>20 (料金の算定) (1)イまたはロ</u>の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、<u>別表 6 (日割計算の基本算式) (1)イ</u>により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表 6 (日割計算の基本算式) (1)ロ</u>により算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (<u>最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。</u>) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表 6 (日割計算の基本算式) (1)ニ</u>により算定いたします。</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>

旧	新
<p>22 料金の支払義務 お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>(1) 検針日といたします。ただし、17（検針日）(5)の<u>場合の料金については実際に検針を行なった日とし、また、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</u> なお、19（使用電力量の算定）(5)の場合は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日といたします。</p> <p><u>(2) 23（料金その他の支払方法および支払期日）(2)へ</u>の場合は、<u>当該支払期に属する最終日以降に計月の(1)による日といたします。</u></p> <p><u>(3) 供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の終量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</u></p> <p>23 料金その他の支払方法および支払期日</p> <p>(1) 料金については、25（債権譲渡に関する特則）にもとづき、当社が指定する債権譲受人（以下「当該債権譲受人」といいます。）へ支払期日までに支払っていただきます。<u>ただし、一般送配電事業者の託送約款等にもとづいて発生し、当社がお客さまに請求する工事負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で、当社が指定する日までに支払っていただきます。</u></p> <p><u>(2) 当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金その他の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。ただし、当該債権譲受人がサイサンである場合の料金その他の支払方法および支払期日は次の各号の通りといたします。</u> <u>イ 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、</u></p>	<p>22 料金の支払義務 お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>(1) 検針日といたします。ただし、17（検針日）(5)の<u>場合は、</u>実際に検針を行なった日とし、また、<u>19（使用電力量の算定）(4)の場合は、</u>料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、19（使用電力量の算定）(5)の場合は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</u></p> <p>23 料金その他の支払方法および支払期日</p> <p>(1) 料金については、<u>当社が個別に指定する契約を除き、</u>25（債権譲渡に関する特則）にもとづき、当社が指定する債権譲受人（以下「当該債権譲受人」といいます。）へ支払期日までに支払っていただきます。<u>当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金その他の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。</u></p> <p>(削除)</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p><u>お客さまが個人の場合の支払い方法は原則として(イ)または(ロ)の方法とし、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則として(ロ)の方法としますが、サイサンが特に認めた場合は、その他の方法とします。</u></p> <p><u>(イ) お客さまがサイサンの指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法によりサイサンが指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、サイサンが指定した様式によりあらかじめサイサンに申し出ていただきます。この場合、支払期日は、クレジットカード会社からサイサンへの支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払状況等によりサイサンに料金の立替払いが支払われない旨の通知があった場合は、その通知があった日とします。</u></p> <p><u>(ロ) お客さまが指定する口座からサイサンの口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、サイサンが指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月 6 日といたします。</u></p> <p><u>ロ イ(イ)またはイ(ロ)の手続きが完了するまでは、料金は、以下の方法により、支払期日までに支払っていただきます。</u></p> <p><u>(イ) 新たに電気の使用を申し込まれたお客さま</u> <u>サイサンが指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、サイサンが指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月 5 日といたします。</u></p> <p><u>(ロ) (イ)以外のお客さま</u> <u>従前の支払い方法により支払っていただきます。ただし、やむをえないとサイサンが判断した場合は、(イ)の方法により支払っていただきます。</u></p>	

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p><u>ハ サイサンは、次の(イ)または(ロ)に該当する場合には、各帳票の発行につき、別表 9（手数料等）(1)に定める帳票発行手数料を、(イ)のときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに、(ロ)のときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないとサイサンが判断した場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(イ) お客さまが、イに該当し、書面による請求書（支払方法が、イ(イ)の場合は利用明細書をいいます。）の発行を希望され、サイサンが請求書（利用明細書）を発行した場合</u></p> <p><u>(ロ) お客さまが、ロ(イ)の方法により支払われる場合</u></p> <p><u>ニ お客さまが料金をイ(イ)、イ(ロ)またはロ(イ)により支払われる場合は、次のときにサイサンに対する支払いがなされたものといたします。</u></p> <p><u>(イ) イ(イ)により支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社によりサイサンが指定した金融機関等に払い込まれたとき。</u></p> <p><u>(ロ) イ(ロ)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</u></p> <p><u>(ハ) ロ(イ)により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</u></p> <p><u>ホ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</u></p> <p><u>ヘ サイサンは、イにかかわらず、サイサンが指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、ニにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときにサイサンに対する支払いがなされたも</u></p>	

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p><u>のいたします。</u></p> <p><u>ト イにかかわらず、17（検針日）(6)の場合、供給開始の日から開始日を含む計</u> <u>量期間等の終期までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の計量期間等</u> <u>の始期から終期までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</u></p> <p><u>チ 料金については、サイサンは、サイサンに特別の事情がある場合で、あらかじめお</u> <u>客さまの承諾をえたときには、イにかかわらず、サイサンの指定する支払期ごとに</u> <u>支払っていただくことがあります。</u></p> <p><u>リ 料金については、サイサンは、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、イにかか</u> <u>らず、サイサンの指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、</u> <u>詐欺や不正な手段によりサイサンに損害が発生するおそれがある場合は、あら</u> <u>かじめお客さまの承諾をえることを要しません。</u></p> <p><u>ヌ 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日</u> <u>（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、サイサンは、支払期日を翌</u> <u>日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、</u> <u>さらに 1 日延伸いたします。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>(2) (1)にかかわらず、当該一般送配電事業者の託送約款等にもとづいて発生し、当社</u> <u>がお客さまに請求する工事負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいま</u> <u>す。）については、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指</u> <u>定した方法で、当社が指定する日までに支払っていただきます。</u></p>
<p>24 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期 日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあり ます。ただし、<u>料金を 23（料金その他の支払方法および支払期日）(2)イ(ロ)により</u></p>	<p>24 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期 日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあり ます。ただし、<u>当社の都合</u>により、料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p><u>支払われる場合で当社またはサイザンの都合</u>により、料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>36 損害賠償の免責</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) お客さまが <u>6 (供給契約の申込み) (4)</u> による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>38 供給契約の変更</p> <p>お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6 (供給契約の申込み) に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別、<u>契約電力</u>の変更を希望される場合、その契約は、お客さまの変更の申出にもとづく、当社と<u>一般送配電事業者</u>との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるものといたします。</p> <p>40 お申し出による供給契約の終了</p> <p>(1)～(2) (削除)</p> <p>(3) お客さまが供給開始日以降 1 年目の日までの期間内に、供給契約を終了しようとする場合は、当社は、<u>別表 9 (手数料等) (2)</u> に定める解約事務手数料を、供給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p>	<p>座から引き落とされたときは、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>36 損害賠償の免責</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) お客さまが <u>6 (供給契約の申込み) (3)</u> による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>38 供給契約の変更</p> <p>お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6 (供給契約の申込み) に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別、<u>契約電力等</u>の変更を希望される場合、その契約は、お客さまの変更の申出にもとづく、当社と<u>当該一般送配電事業者</u>との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるものといたします。</p> <p>40 お申し出による供給契約の終了</p> <p>(1)～(2) (削除)</p> <p>(3) お客さまが供給開始日以降 1 年目の日までの期間内に、供給契約を終了しようとする場合は、当社は、<u>別表 7 (手数料等)</u> に定める解約事務手数料を、供給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p>41 供給開始後の供給契約の終了または変更にもなう料金および工事費等の精算</p> <p>(1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および<u>工事費</u>をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものといたします。</p> <p>イ お客さまが<u>契約電力</u>を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで供給契約を終了させる場合は、当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が<u>一般送配電事業者</u>より請求を受けた金額を申し受けます。</p> <p>ロ お客さまが<u>契約電力</u>を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が<u>一般送配電事業者</u>より請求を受けた金額を申し受けます。</p> <p>ハ <u>一般送配電事業者</u>が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、イおよびロにかかわらず精算いたしません。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 実施期日 本約款は、<u>令和5年7月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>41 供給開始後の供給契約の終了または変更にもなう料金および工事費等の精算</p> <p>(1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および<u>工事費等</u>をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものといたします。</p> <p>イ お客さまが<u>契約電力等</u>を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで供給契約を終了させる場合は、当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が<u>当該一般送配電事業者</u>より請求を受けた金額を申し受けます。</p> <p>ロ お客さまが<u>契約電力等</u>を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が<u>当該一般送配電事業者</u>より請求を受けた金額を申し受けます。</p> <p>ハ <u>当該一般送配電事業者</u>が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、イおよびロにかかわらず精算いたしません。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 実施期日 本約款は、<u>令和6年9月1日</u>から実施いたします。</p>

旧	新						
<p><u>2 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置</u> <u>記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量については、19（使用電力量の算定）(1)の規定にかかわらず、以下のとおりいたします。</u> <u>移行期間における 30 分ごとの使用電力量</u> <u>その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>2 標準周波数についての特別措置</u> <u>(1) 本約款等実施の際現に次の区域内において標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域</td> <td style="padding: 2px;">長野県の一部</td> </tr> </table> <p><u>(2) 本約款等実施の際現に次の区域内において標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">東北電力ネットワーク株式会社の供給区域</td> <td style="padding: 2px;">新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域</td> <td style="padding: 2px;">群馬県の一部</td> </tr> </table>	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	長野県の一部	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	群馬県の一部
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	長野県の一部						
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市						
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	群馬県の一部						

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧		新																									
<p><u>3 本約款の実施こともなう切替措置</u> <u>令和 5 年 6 月 30 日以前から供給契約が継続し、令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率、燃料費調整額の算定諸元は、次のとおりといたします。</u> <u>(1) Ⅲ（契約種別および料金）の料金率については 14（電灯需要）(1)ニ、(2)ニおよび 15（電力需要）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。</u> <u>イ エネワン 300 プラン</u></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">電力量料金</td> <td>定額料金</td> <td>1 契約につき最初の 300 キロワット時まで</td> <td>13,750 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>上記をこえる 1 キロワット 時につき</td> <td>49 円 17 銭</td> </tr> </table> <p><u>ロ エネワン 500 プラン</u></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">電力量料金</td> <td>定額料金</td> <td>1 契約につき最初の 500 キロワット時まで</td> <td>23,375 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>上記をこえる 1 キロワット 時につき</td> <td>48 円 40 銭</td> </tr> </table> <p><u>ハ エネワン動力プラン</u> <u>(イ) 基本料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットにつき</td> <td>1,314 円 04 銭</td> </tr> </table> <p><u>(ロ)電力量料金</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階 料金</td> <td>最初の[契約電力×70]キ ワット時までの 1 キロワット時</td> <td>34 円 05 銭</td> <td>32 円 66 銭</td> </tr> </tbody> </table>		電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	13,750 円 00 銭	従量料金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	49 円 17 銭	電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	23,375 円 00 銭	従量料金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	48 円 40 銭	契約電力 1 キロワットにつき	1,314 円 04 銭	使用電力量		夏季料金	その他季料金	第 1 段階 料金	最初の[契約電力×70]キ ワット時までの 1 キロワット時	34 円 05 銭	32 円 66 銭	(削除)	
電力量料金	定額料金		1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	13,750 円 00 銭																							
	従量料金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	49 円 17 銭																								
電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	23,375 円 00 銭																								
	従量料金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	48 円 40 銭																								
契約電力 1 キロワットにつき	1,314 円 04 銭																										
使用電力量		夏季料金	その他季料金																								
第 1 段階 料金	最初の[契約電力×70]キ ワット時までの 1 キロワット時	34 円 05 銭	32 円 66 銭																								

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧				新																					
		につき																							
第 2 段階 料金	[契約電力×70]キロワット 時をこえる 1 キロワット時につ き		43 円 57 銭			43 円 57 銭																			
<p>(2) 別表 2（燃料費調整）の算定諸元については、別表 2（燃料費調整）(1)イ、および(2)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>イ a, β, γ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>a</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>0.0065</td> <td>0.1625</td> <td>1.1167</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 基準燃料価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>81,800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ 基準単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>単位</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>1 キロワット時につき</td> <td>27 銭 6 厘</td> </tr> </tbody> </table>								供給区域	a	β	γ	沖縄電力株式会社	0.0065	0.1625	1.1167	供給区域	基準燃料価格	沖縄電力株式会社	81,800 円	供給区域	単位	基準単価	沖縄電力株式会社	1 キロワット時につき	27 銭 6 厘
供給区域	a	β	γ																						
沖縄電力株式会社	0.0065	0.1625	1.1167																						
供給区域	基準燃料価格																								
沖縄電力株式会社	81,800 円																								
供給区域	単位	基準単価																							
沖縄電力株式会社	1 キロワット時につき	27 銭 6 厘																							
別表				別表																					
2	燃料費調整			2	燃料費調整																				
(1)	燃料費調整額の算定			(1)	燃料費調整額の算定																				
イ	平均燃料価格			イ	平均燃料価格																				
	原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨				原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨																				

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧				新																																																			
<p>五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α, β, γは, 次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>0.0065</td> <td>0.1632</td> <td>1.1152</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	α	β	γ	沖縄電力株式会社	0.0065	0.1632	1.1152	<p>五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α, β, γは, 次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.0259</td> <td>0.2563</td> <td>0.8915</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>0.0048</td> <td>0.3827</td> <td>0.6584</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>0.0275</td> <td>0.4792</td> <td>0.4275</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>0.0415</td> <td>0.0745</td> <td>1.2499</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社</td> <td>0.0140</td> <td>0.3483</td> <td>0.7227</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.0406</td> <td>0.0992</td> <td>1.1994</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電株式会社</td> <td>0.0875</td> <td>0.0770</td> <td>1.1770</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>0.0053</td> <td>0.1861</td> <td>1.0757</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>0.0065</td> <td>0.1632</td> <td>1.1152</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	α	β	γ	東北電力ネットワーク株式会社	0.0259	0.2563	0.8915	東京電力パワーグリッド株式会社	0.0048	0.3827	0.6584	中部電力パワーグリッド株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	北陸電力送配電株式会社	0.0415	0.0745	1.2499	関西電力送配電株式会社	0.0140	0.3483	0.7227	中国電力ネットワーク株式会社	0.0406	0.0992	1.1994	四国電力送配電株式会社	0.0875	0.0770	1.1770	九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757	沖縄電力株式会社	0.0065	0.1632	1.1152
供給区域	α	β	γ																																																				
沖縄電力株式会社	0.0065	0.1632	1.1152																																																				
供給区域	α	β	γ																																																				
東北電力ネットワーク株式会社	0.0259	0.2563	0.8915																																																				
東京電力パワーグリッド株式会社	0.0048	0.3827	0.6584																																																				
中部電力パワーグリッド株式会社	0.0275	0.4792	0.4275																																																				
北陸電力送配電株式会社	0.0415	0.0745	1.2499																																																				
関西電力送配電株式会社	0.0140	0.3483	0.7227																																																				
中国電力ネットワーク株式会社	0.0406	0.0992	1.1994																																																				
四国電力送配電株式会社	0.0875	0.0770	1.1770																																																				
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757																																																				
沖縄電力株式会社	0.0065	0.1632	1.1152																																																				
<p>なお, 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格, 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は, 1 円とし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 基準燃料価格</p> <p>基準燃料価格は, 次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>81,500 円</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	基準燃料価格	沖縄電力株式会社	81,500 円	<p>なお, 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格, 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は, 1 円とし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 基準燃料価格</p> <p>基準燃料価格は, 次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>83,500 円</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>86,100 円</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	基準燃料価格	東北電力ネットワーク株式会社	83,500 円	東京電力パワーグリッド株式会社	86,100 円																																						
供給区域	基準燃料価格																																																						
沖縄電力株式会社	81,500 円																																																						
供給区域	基準燃料価格																																																						
東北電力ネットワーク株式会社	83,500 円																																																						
東京電力パワーグリッド株式会社	86,100 円																																																						

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新																					
<p>八～二（省略）</p> <p>ホ 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に八によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">沖縄電力株式会社</td> <td style="text-align: center;">1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">27 銭 3 厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	供給区域	単位	基準単価	沖縄電力株式会社	1 キロワット時につき	27 銭 3 厘	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="text-align: right;">45,900 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北陸電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">79,800 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関西電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">27,100 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: right;">80,300 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四国電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">80,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九州電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">27,400 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沖縄電力株式会社</td> <td style="text-align: right;">81,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	中部電力パワーグリッド株式会社	45,900 円	北陸電力送配電株式会社	79,800 円	関西電力送配電株式会社	27,100 円	中国電力ネットワーク株式会社	80,300 円	四国電力送配電株式会社	80,000 円	九州電力送配電株式会社	27,400 円	沖縄電力株式会社	81,500 円	
	供給区域	単位	基準単価																			
	沖縄電力株式会社	1 キロワット時につき	27 銭 3 厘																			
	中部電力パワーグリッド株式会社	45,900 円																				
	北陸電力送配電株式会社	79,800 円																				
	関西電力送配電株式会社	27,100 円																				
	中国電力ネットワーク株式会社	80,300 円																				
	四国電力送配電株式会社	80,000 円																				
九州電力送配電株式会社	27,400 円																					
沖縄電力株式会社	81,500 円																					
	<p>八～二（省略）</p> <p>ホ 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に八によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。<u>ただし、最低料金を設定する電気契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。</u></p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ 最低料金を設定する電気契約種別</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">関西電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: center;">最低料金</td> <td style="text-align: center;">1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td style="text-align: center;">2 円 47 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電力量料金</td> <td style="text-align: center;">上記をこえる 1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">16 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国電力ネットワーク</td> <td style="text-align: center;">最低料金</td> <td style="text-align: center;">1 契約につき最初の</td> <td style="text-align: center;">3 円 18 銭 5 厘</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	区分	単位	基準単価	関西電力送配電株式会社	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘	中国電力ネットワーク	最低料金	1 契約につき最初の	3 円 18 銭 5 厘						
供給区域	区分	単位	基準単価																			
関西電力送配電株式会社	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘																			
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘																			
中国電力ネットワーク	最低料金	1 契約につき最初の	3 円 18 銭 5 厘																			

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新		
(追加)	株式会社		15 キロワット時まで
		電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき 21 銭 2 厘
	四国電力送配電株式会社	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで 1 円 69 銭 4 厘
		電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき 15 銭 4 厘
	□ イ以外の電気契約種別		
	供給区域	単位	基準単価
	東北電力ネットワーク株式会社	1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
	東京電力パワーグリッド株式会社	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
	中部電力パワーグリッド株式会社	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘
	北陸電力送配電株式会社	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
関西電力送配電株式会社	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘	
中国電力ネットワーク株式会社	1 キロワット時につき	21 銭 2 厘	
四国電力送配電株式会社	1 キロワット時につき	15 銭 4 厘	
九州電力送配電株式会社	1 キロワット時につき	13 銭 6 厘	
沖縄電力株式会社	1 キロワット時につき	27 銭 3 厘	
(3) (省略)	(3) (省略)		
3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の	3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の		

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新																																				
<p>数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α, β, γ は、次のとおりいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>1.0000</td> <td>0.0000</td> <td>0.0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 離島基準燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>離島基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>79,300 円</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	α	β	γ	沖縄電力株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	供給区域	離島基準燃料価格	沖縄電力株式会社	79,300 円	<p>数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α, β, γ は、次のとおりいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>1.0000</td> <td>0.0000</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>1.0000</td> <td>0.0000</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>1.0000</td> <td>0.0000</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>1.0000</td> <td>0.0000</td> <td>0.0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 離島基準燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>離島基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>79,300 円</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	α	β	γ	東北電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	中国電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	沖縄電力株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	供給区域	離島基準燃料価格	東北電力ネットワーク株式会社	79,300 円
供給区域	α	β	γ																																		
沖縄電力株式会社	1.0000	0.0000	0.0000																																		
供給区域	離島基準燃料価格																																				
沖縄電力株式会社	79,300 円																																				
供給区域	α	β	γ																																		
東北電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000																																		
中国電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000																																		
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000																																		
沖縄電力株式会社	1.0000	0.0000	0.0000																																		
供給区域	離島基準燃料価格																																				
東北電力ネットワーク株式会社	79,300 円																																				

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新																																		
<p>八 離島調整上限燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">離島調整上限燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">沖縄電力株式会社</td> <td style="text-align: center;">119,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>二～ハ（省略）</p> <p>ハ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">離島基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">沖縄電力株式会社</td> <td style="text-align: center;">1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">2 銭 6 厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	供給区域	離島調整上限燃料価格	沖縄電力株式会社	119,000 円	供給区域	単位	離島基準単価	沖縄電力株式会社	1 キロワット時につき	2 銭 6 厘	<table border="1"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中国電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: center;">79,300 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九州電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: center;">79,300 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沖縄電力株式会社</td> <td style="text-align: center;">79,300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>八 離島調整上限燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">離島調整上限燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東北電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: center;">119,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: center;">119,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九州電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: center;">119,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沖縄電力株式会社</td> <td style="text-align: center;">119,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>二～ハ（省略）</p> <p>ハ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。<u>ただし、最低料金を設定する電気契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。</u></p> <p>(2) 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>(削除)</p> <p>イ 最低料金を設定する電気契約種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">離島基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中国電力ネットワーク</td> <td style="text-align: center;">最低料金</td> <td style="text-align: center;">1 契約につき最初の 15</td> <td style="text-align: center;">1 銭 7 厘</td> </tr> </tbody> </table>	中国電力ネットワーク株式会社	79,300 円	九州電力送配電株式会社	79,300 円	沖縄電力株式会社	79,300 円	供給区域	離島調整上限燃料価格	東北電力ネットワーク株式会社	119,000 円	中国電力ネットワーク株式会社	119,000 円	九州電力送配電株式会社	119,000 円	沖縄電力株式会社	119,000 円	供給区域	区分	単位	離島基準単価	中国電力ネットワーク	最低料金	1 契約につき最初の 15	1 銭 7 厘
供給区域	離島調整上限燃料価格																																		
沖縄電力株式会社	119,000 円																																		
供給区域	単位	離島基準単価																																	
沖縄電力株式会社	1 キロワット時につき	2 銭 6 厘																																	
中国電力ネットワーク株式会社	79,300 円																																		
九州電力送配電株式会社	79,300 円																																		
沖縄電力株式会社	79,300 円																																		
供給区域	離島調整上限燃料価格																																		
東北電力ネットワーク株式会社	119,000 円																																		
中国電力ネットワーク株式会社	119,000 円																																		
九州電力送配電株式会社	119,000 円																																		
沖縄電力株式会社	119,000 円																																		
供給区域	区分	単位	離島基準単価																																
中国電力ネットワーク	最低料金	1 契約につき最初の 15	1 銭 7 厘																																

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新			
<p>(追加)</p> <p><u>4 契約負荷設備の総容量の算定</u></p> <p><u>(1) 差入口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。</u></p> <p><u>イ 電気機器の数が差入口の数を上回る場合</u></p> <p><u>差入口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</u></p> <p><u>ロ 電気機器の数が差入口の数を下回る場合</u></p> <p><u>電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差入口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。</u></p> <p><u>(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院</u></p> <p><u>1 差入口につき 50 ワット</u></p> <p><u>(ロ) (イ)以外の場合</u></p> <p><u>1 差入口につき 100 ワット</u></p> <p><u>(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷</u></p>	株式会社		キロワット時まで	
		電力量料金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	1 厘
		<u>ロ イ以外の電気契約種別</u>		
		供給区域	単位	離島基準単価
		東北電力ネットワーク株式会社	1 キロワット時につき	1 厘
		中国電力ネットワーク株式会社	1 キロワット時につき	1 厘
		九州電力送配電株式会社	1 キロワット時につき	3 厘
		沖縄電力株式会社	1 キロワット時につき	2 銭 6 厘
		(削除)		

旧		新																																																	
<p><u>設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。</u></p> <p><u>5 負荷設備の入力換算容量</u></p> <p><u>(1) 照明用電気機器</u></p> <p><u>照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。</u></p> <p><u>イ けい光灯</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">換算容量</th> </tr> <tr> <th>入力（ボルトアンペア）</th> <th>入力（ワット）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高力率型</td> <td>管灯の定格消費電力（ワット） ×150 パーセント</td> <td>管灯の定格消費電力（ワット） ×125 パーセント</td> </tr> <tr> <td>低力率型</td> <td>管灯の定格消費電力（ワット） ×200 パーセント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ロ ネオン管灯</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">2次電圧 (ボルト)</th> <th colspan="3">換算容量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入力（ボルトアンペア）</th> <th rowspan="2">入力（ワット）</th> </tr> <tr> <th>高力率型</th> <th>低力率型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000</td> <td>30</td> <td>80</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6,000</td> <td>60</td> <td>150</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> <td>100</td> <td>220</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>12,000</td> <td>140</td> <td>300</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>15,000</td> <td>180</td> <td>350</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハ スリムラインランプ</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管の長さ (ミリメートル)</th> <th colspan="2">換算容量</th> </tr> <tr> <th>入力（ボルトアンペア）</th> <th>入力（ワット）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			換算容量		入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）	高力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット） ×125 パーセント	低力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×200 パーセント		2次電圧 (ボルト)	換算容量			入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）	高力率型	低力率型	3,000	30	80	30	6,000	60	150	60	9,000	100	220	100	12,000	140	300	140	15,000	180	350	180	管の長さ (ミリメートル)	換算容量		入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）				<p>(削除)</p>	
	換算容量																																																		
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）																																																	
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット） ×125 パーセント																																																	
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×200 パーセント																																																		
2次電圧 (ボルト)	換算容量																																																		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）																																																
	高力率型	低力率型																																																	
3,000	30	80	30																																																
6,000	60	150	60																																																
9,000	100	220	100																																																
12,000	140	300	140																																																
15,000	180	350	180																																																
管の長さ (ミリメートル)	換算容量																																																		
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）																																																	

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧			新
<u>999 以下</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	
<u>1,149 以下</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	
<u>1,556 以下</u>	<u>70</u>	<u>70</u>	
<u>1,759 以下</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	
<u>2,368 以下</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	
<u>ニ 水銀灯</u>			
<u>出力 (ワット)</u>	<u>換算容量</u>		
	<u>入力 (ボルトアンペア)</u>		<u>入力 (ワット)</u>
	<u>高力率型</u>	<u>低力率型</u>	
<u>40 以下</u>	<u>60</u>	<u>130</u>	<u>50</u>
<u>60 以下</u>	<u>80</u>	<u>170</u>	<u>70</u>
<u>80 以下</u>	<u>100</u>	<u>190</u>	<u>90</u>
<u>100 以下</u>	<u>150</u>	<u>20</u>	<u>130</u>
<u>125 以下</u>	<u>160</u>	<u>290</u>	<u>145</u>
<u>200 以下</u>	<u>250</u>	<u>400</u>	<u>230</u>
<u>250 以下</u>	<u>300</u>	<u>500</u>	<u>270</u>
<u>300 以下</u>	<u>350</u>	<u>550</u>	<u>325</u>
<u>400 以下</u>	<u>500</u>	<u>750</u>	<u>435</u>
<u>700 以下</u>	<u>800</u>	<u>1,200</u>	<u>735</u>
<u>1,000 以下</u>	<u>1,200</u>	<u>1,750</u>	<u>1,005</u>
<u>(2) 誘導電灯機</u>			
<u>イ 単相誘導電動機</u>			
<u>(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、</u> <u>換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。</u>			

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧			新
<p><u>(0) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。</u></p>			
出力 (ワット)	換算容量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	55	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	
<p><u>□ 3 相誘導電動機</u></p>			
契約負荷設備	換算容量 (入力(キロワット))		
低圧誘導電動機	出力 (馬力)	×	93.3 パーセント
	出力 (キロワット)	×	125.0 パーセント
高圧誘導電動機	出力 (馬力)	×	87.8 パーセント
	出力 (キロワット)	×	117.6 パーセント
<p><u>(3) レントゲン装置</u></p> <p>レントゲン装置の換算容量は、次によります。</p> <p>なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。</p>			
装置種別 (携帯型および	最高定格 管電圧	管電流 (短時間定格電流)	換算容量 (入力)

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（沖縄電力エリア）

旧				新
移動型を含みます。)	(kV)	(MVA)	(kVA)	
治療用装置				定格1次最大入力 (kVA) の値といたします。
診察用装置	95 kV以下	20 MVA以下		
		20 MVA超過 30 MVA以下	1.5	
		30 MVA超過 50 MVA以下	2	
		50 MVA超過 100 MVA以下	3	
		100 MVA超過 200 MVA以下	4	
		200 MVA超過 300 MVA以下	5	
		300 MVA超過 500 MVA以下	7.5	
		500 MVA超過 1,000 MVA以下	10	
	95 kV超過	200 MVA以下	5	
		200 MVA超過 300 MVA以下	6	
		300 MVA超過 500 MVA以下	8	
		500 MVA超過 1,000 MVA以下	13.5	
	100 kV超過	500 MVA以下	9.5	
	125 kV以下	500 MVA超過 1,000 MVA以下	16	
500 MVA以下		11		
150 kV以下	500 MVA超過 1,000 MVA以下	19.5		
蓄電池放電式 診察用装置		コンデンサ容量	0.75 マイコファラッド以下	1
			0.75 マイコファラッド超過	2

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧				新
			1.5 マイコファラッド以下	
			1.5 マイコファラッド超過	3
			3 マイコファラッド以下	
<p><u>(4) 電気溶接機</u></p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p><u>イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合</u></p> $\frac{\text{入力 (キロワット)}}{\text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)}} = \frac{\text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)}}{\text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)}} \times 70 \text{ パーセント}$ <p><u>ロ イ以外の場合</u></p> $\frac{\text{入力 (キロワット)}}{\text{実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア)}} = \frac{\text{実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア)}}{\text{実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア)}} \times 70 \text{ パーセント}$ <p><u>(5) その他</u></p> <p><u>イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。</u></p> <p><u>ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要があって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。</u></p> <p><u>ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</u></p>				

旧	新
<p>6 契約電力の算定方法</p> <p>契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>7 使用電力量の協定</p> <p>使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。</p> <p>(1) 過去の使用電力量による場合</p> <p>次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に<u>契約電力</u>の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの<u>契約電力</u>を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>8 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 電力量料金の日割計算</p> <p><u>(イ) 定額料金の日割計算</u></p> <p><u>イに準ずるものといたします。</u></p> <p><u>(ロ) 定額料金を適用する電力量区分の日割計算</u></p> <p><u>a エネワン 300 プラン</u></p>	<p>4 <u>契約容量および</u>契約電力の算定方法</p> <p><u>契約容量または</u>契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>5 使用電力量の協定</p> <p>使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。</p> <p>(1) 過去の使用電力量による場合</p> <p>次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に<u>契約電力等</u>の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの<u>契約電力等</u>を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>6 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 電力量料金の日割計算</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（沖縄電力エリア）

旧	新
<p style="text-align: center;"> $\text{定額料金適用電力量} = 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ </p> <p><u>b エネワン 500 プラン</u></p> <p style="text-align: center;"> $\text{定額料金適用電力量} = 500 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ </p> <p><u>a および b における定額料金適用電力量とは、(イ)により算定された定額料金が適用される電力量をいい、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で切り上げいたします。定額料金適用電力量をこえる電力量は、従量料金を適用いたします。</u></p> <p><u>(ハ) 第 1 段階料金を適用する電力量区分の日割計算</u></p> <p style="text-align: center;"> <u>第 1 段階料金適用電力量</u> </p> <p style="text-align: center;"> $= \left[\text{契約電力} \times 70 \right] \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ </p> <p><u>なお、第 1 段階料金適用電力量とは、エネワン動力プランの使用電力量のうち、第 1 段階料金が適用される電力量をいい、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で切り上げいたします。第 1 段階料金適用電力量をこえる電力量は第 2 段階料金を適用いたします。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>ハ 省エネ割引適用区分の日割計算</u></p>	<p style="text-align: center;">料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>

旧	新
<p style="color: red;">省エネ割引適用電力量</p> $= \left[\text{契約電力} \times 50 \right] \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p style="color: red;">ただし、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第 3 位で切り捨ていたします。</p> <p style="color: red;">なお、省エネ割引適用電力量とは、エネワン動力プランの省エネ割引が適用される基準となる電力量をいい、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で切り上げいたします。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりいたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 電気の供給を開始した場合 電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する<u>計量または検針の基準となる日</u>の属する月の日数といたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 供給契約が終了した場合 供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する<u>計量または検針の基準となる日</u>の属する月の日数といたします。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p style="color: blue;">八 再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりいたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 電気の供給を開始した場合 電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日</u>の属する月の日数といたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 供給契約が終了した場合 供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日</u>の属する月の日数といたします。</p> <p>(3) (省略)</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（沖縄電力エリア）

旧	新								
<p><u>9</u> 手数料等</p> <p><u>(1)</u> 帳票発行手数料</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ</u> 23（料金その他の支払方法および支払期日）(2)八(イ)の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">請求書（利用明細書）1部につき</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">110円00銭</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;"><u>ロ</u> 23（料金その他の支払方法および支払期日）(2)八(ロ)の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">払込票1部につき</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">330円00銭</td> </tr> </table> <p><u>(2)</u> 解約事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 契約につき</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,300円00銭</td> </tr> </table>	請求書（利用明細書）1部につき	110円00銭	払込票1部につき	330円00銭	1 契約につき	3,300円00銭	<p><u>7</u> 手数料等 (削除)</p> <p>解約事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 契約につき</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,300円00銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	3,300円00銭
請求書（利用明細書）1部につき	110円00銭								
払込票1部につき	330円00銭								
1 契約につき	3,300円00銭								
1 契約につき	3,300円00銭								

旧	新
<p>1 適用</p> <p>(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客様に対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>2~6</u> (省略)</p> <p>7 電灯需要</p> <p>(1) 実質再エネ 300 プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客様が1年を通じて本定義書の適用を希望されること。</p> <p>(ロ) 電灯または小型機器の総容量 <u>（入力といたします。なお、出力で表示されて</u></p>	<p>1 適用</p> <p>(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 <u>（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）</u> が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客様に対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>※ 以下、「一般送配電事業者」は、「当該一般送配電事業者」に読み替えるものとし、本新旧対照表では省略します。</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>2 実施期日</u></p> <p><u>本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。</u></p> <p><u>3~7</u> (省略)</p> <p>8 電灯需要</p> <p>(1) 実質再エネ 300 プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客様が1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(ロ) 電灯または小型機器の総容量 <u>（託送約款等の定めによります。）</u> に次の係</p>

旧	新								
<p><u>いる場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）別表5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。）</u>に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の50キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p>(H) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(D)により算定される値と契約電力との合計（<u>この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。</u>）が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等から<u>一般送配電事業者</u>が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(D)に該当し、かつ、(H)の値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>一般送配電事業者</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ500プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p>	最初の50キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	<p>数を乗じてえた値が50キロワット未満であること</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の50キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p>(H) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(D)により算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者</u>が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(D)に該当し、かつ、(H)の値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当該一般送配電事業者</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ500プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p>	最初の50キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最初の50キロワットにつき	80パーセント								
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント								
最初の50キロワットにつき	80パーセント								
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント								

旧	新								
<p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること。</p> <p>(ロ) 電灯または小型機器の総容量 <u>（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。）</u> に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">最初の50キロワットにつき</td> <td style="text-align: center;">80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td style="text-align: center;">70パーセント</td> </tr> </table> <p>(ハ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(ロ)により算定される値と契約電力との合計 <u>（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）</u> が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等から<u>一般送配電事業者</u>が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>一般送配電事業者</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>□～ホ（省略）</p>	最初の50キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	<p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること。</p> <p>(ロ) 電灯または小型機器の総容量 <u>（託送約款等の定めによります。）</u> に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">最初の50キロワットにつき</td> <td style="text-align: center;">80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td style="text-align: center;">70パーセント</td> </tr> </table> <p>(ハ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(ロ)により算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者</u>が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当該一般送配電事業者</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>□～ホ（省略）</p>	最初の50キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最初の50キロワットにつき	80パーセント								
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント								
最初の50キロワットにつき	80パーセント								
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント								

旧	新				
<p>8 電力需要 実質再エネ動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること ロ 契約電力が原則として50キロワット未満であること ハ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、<u>使用する電灯または小型機器について供給約款 14（電灯需要）(1)イ(イ)または(2)イ(イ)を適用した場合の値</u>と契約電力との合計が50キロワット未満であること <p>ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等から<u>一般送配電事業者</u>が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)に該当し、かつ、<u>(ハ)における使用する電灯または小型機器について供給約款 14（電灯需要）(1)イ(イ)または(2)イ(イ)を適用した場合の値と契約電力との合計</u>が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>一般送配電事業者</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 契約電力</p>	<p>9 電力需要 実質再エネ動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること ロ 契約電力が原則として50キロワット未満であること ハ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、<u>電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値</u>と契約電力との合計が50キロワット未満であること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>最初の50キロワットにつき</u></td> <td style="text-align: center;"><u>80パーセント</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>50キロワットをこえる部分につき</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70パーセント</u></td> </tr> </table> <p>ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者</u>が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)に該当し、かつ、<u>(ハ)の値</u>が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当該一般送配電事業者</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 契約電力</p>	<u>最初の50キロワットにつき</u>	<u>80パーセント</u>	<u>50キロワットをこえる部分につき</u>	<u>70パーセント</u>
<u>最初の50キロワットにつき</u>	<u>80パーセント</u>				
<u>50キロワットをこえる部分につき</u>	<u>70パーセント</u>				

旧	新
<p>イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 6（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。</p> <p>□（省略）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>(5) 日割計算 供給約款 20（料金の算定）、供給約款 21（日割計算） および 供給約款別表 8（日割計算の基本算式） にもとづき、日割計算をする場合の算定式は、エネワン動カプランに準じます。</p> <p>(6)（省略）</p> <p>（追加）</p>	<p>イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 4（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。</p> <p>□（省略）</p> <p>(4)（省略） （削除）</p> <p>(5)（省略）</p> <p>10 日割計算</p> <p>(1) 当社は、供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、供給約款 21（日割計算）に関わらず、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表（実質再エネプランの日割計算式）(1)イにより日割計算いたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、別表（実質再エネプランの日割計算式）(1)ロにより日割計算いたします。</p> <p>ハ 省エネ割引は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、省エネ割引適用区分については、別表（実質再エネプランの日割計算式）(1)ハにより日割計算いたします。</p>

旧	新														
<p><u>附則</u></p> <p><u>1 実施期日</u> 本定義書は、令和5年7月1日から実施いたします。</p> <p><u>2 本定義書の実施にともなう切替措置</u> 令和5年6月30日以前から電気の供給が継続し、令和5年7月1日から令和5年7月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、7（電灯需要）(1)ニ、(2)ニおよび8（電力需要）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p><u>(1) 実質エネ 300 プラン</u></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">電力量料金</td> <td style="text-align: center;">定額料金</td> <td>1 契約につき最初の 300 キロワット時まで</td> <td style="text-align: right;">14,200 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従量料金</td> <td>上記をこえる1キロワットにつき</td> <td style="text-align: right;">50 円 67 銭</td> </tr> </table> <p><u>(2) 実質再エネ 500 プラン</u></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">電力量料金</td> <td style="text-align: center;">定額料金</td> <td>1 契約につき最初の 500 キロワット時まで</td> <td style="text-align: right;">24,125 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従量料金</td> <td>上記をこえる1キロワットにつき</td> <td style="text-align: right;">49 円 90 銭</td> </tr> </table>	電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	14,200 円 00 銭	従量料金	上記をこえる1キロワットにつき	50 円 67 銭	電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	24,125 円 00 銭	従量料金	上記をこえる1キロワットにつき	49 円 90 銭	<p><u>ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。</u></p> <p><u>(2) 供給約款 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。</u></p> <p>(削除)</p>
電力量料金		定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	14,200 円 00 銭											
	従量料金	上記をこえる1キロワットにつき	50 円 67 銭												
電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	24,125 円 00 銭												
	従量料金	上記をこえる1キロワットにつき	49 円 90 銭												

旧		新	
<u>(3) 実質再エネ動力プラン</u>			
<u>イ 基本料金</u>			
契約電力1キロワットにつき		1,314円04銭	
<u>ロ 電力量料金</u>			
	<u>使用電力量</u>	<u>夏季料金</u>	<u>その他季料金</u>
<u>第1段階料金</u>	最初の[契約電力×70]キロワット時までの1キロワット時につき	35円55銭	34円16銭
<u>第2段階料金</u>	[契約電力×70]キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円07銭	45円07銭
(追加)		別表	
		実質再エネプランの日割計算式	
		<u>(1) 実質再エネプランの日割計算式は、次の通りといたします。</u>	
		<u>イ 基本料金の日割計算</u>	
		1月の該当料金 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$	
		<u>ロ 電力量料金の日割計算</u>	
		<u>(イ) 定額料金の日割計算</u>	
		イに準ずるものといたします。	
		<u>(ロ) 定額料金を適用する電力量区分の日割計算</u>	

旧	新
	<p><u>a 実質再エネ 300 プラン</u></p> $\text{定額料金適用電力量} = 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p><u>b 実質再エネ 500 プラン</u></p> $\text{定額料金適用電力量} = 500 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>ただし、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ は小数点以下第3位で切り捨ていたします。</p> <p>なお、aおよびbにおける定額料金適用電力量とは、(イ)により算定された定額料金が適用される電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で切り上げていたします。定額料金適用電力量をこえる電力量は、従量料金を適用いたします。</p> <p><u>(ハ) 第1段階料金を適用する電力量区分の日割計算</u></p> <p><u>第1段階料金適用電力量</u></p> $\equiv \left[\text{契約電力} \times 70 \right] \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>ただし、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ は小数点以下第3位で切り捨ていたします。</p>

旧	新
	<p>なお、第1段階料金適用電力量とは、実質再エネ動力プランの使用電力量のうち、第1段階料金が適用される電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げていただきます。第1段階料金適用電力量をこえる電力量は第2段階料金を適用いたします。</p> <p>八 省エネ割引適用区分の日割計算</p> $\text{省エネ割引適用電力量} = \left[\text{契約電力} \times 50 \right] \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>ただし、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第3位で切り捨てさせていただきます。</p> <p>なお、省エネ割引適用電力量とは、実質再エネ動力プランの省エネ割引が適用される基準となる電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げていただきます。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イからハという暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 供給契約が終了した場合 供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。</p> <p>(3) 供給約款19（使用電力量の算定）(5)の場合に、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イからハという暦日数は、(2)に準ずるものといたします。</p>